

# 下田税務署から所得税の確定申告等についてお知らせします

区分	所得税の確定申告等	無料税務相談所
概要	下記のとおり確定申告会場を開設します。 なお、確定申告期間中は、下田税務署では申告相談を行っていません。	下記のとおり無料税務相談所を開設します。
日程	2月17日(月)～3月16日(月) ※土日祝除く	2月17日(月)～2月27日(木) ※土日祝除く
受付時間	9時～17時 (受付終了:16時) (注)	9時30分～12時 13時～16時(注)
会場	下田市民スポーツセンター(サンワーク下田) 下田市敷根761 ※当該施設への確定申告等に関するお問合せはご遠慮ください。	
	第一会議室、第二会議室	第二会議室
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元(平成31)年分の収入(所得)を証明する書類等(給与所得、公的年金等の源泉徴収票等)</li> <li>事業、不動産所得のある方は、収入及び経費が分かる帳簿や書類等</li> <li>各種控除証明書、領収書等</li> <li>印鑑</li> <li>本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの</li> <li>税務署からの確定申告のお知らせ</li> <li>マイナンバーを確認できる書類</li> <li>身元確認ができる書類(免許証等)</li> </ul> 	
その他	電子申告(e-Tax)にて申告相談を行います。 税務署から送られたハガキ、封書、「利用者識別番号等の通知」をお持ちであればご持参ください。	
本人確認について	平成28年分以降の確定申告書には、 <b>マイナンバー(個人番号)</b> の記載が必要になるため、マイナンバーを確認できる書類及び申告者の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。 なお、過去の申告手続等において、マイナンバーを記載した申告書等を税務署に提出している場合であっても、令和元(平成31)年分の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。 <b>&lt;本人確認を行うときに使用する書類の例&gt;</b> 例1) マイナンバーカード 例2) 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証等	

(注) 会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

## その他のお知らせ

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月16日(月)です。
- ・消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、3月31日(火)です。
- ・譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)、その他の分離申告、青色申告及び贈与税の申告相談は「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」のみ行っております(市役所の会場では行っていません)。

**問合せ先** 所得税の確定申告等については 下田税務署 ☎20185

※税務署では電話受付を自動音声により案内しております。ご用件に応じて番号を選択してください。

# 市県民税申告は正しくお早めに!

申告期間は  
**2月17日**から**3月16日**まで



問合せ先 税務課市民税係 (窓口☎) ☎2218

令和2年度分市県民税(平成31年1月～令和元年12月分所得・控除に対するもの)の申告は、2月17日(月)から3月16日(月)まで(土日祝除く)の9時から16時まで、市役所2階大会議室で受け付けます。

また、各地区でも出張会場を設けます。日時や会場についての詳細は来月号の広報でお知らせします。  
○申告の前の準備を  
申告期間中は混雑し、待ち

時間が長くなることが予想されます。収支内訳書、医療費控除等は計算を事前に済ませてください。

## ○申告が必要な方

令和2年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。令和元(平成31)年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税の算定をする際の基礎資料となりますので申告してください。

ただし、所得税の確定申告をする方や、給与所得者で年末調整が正しく済まされ、その他に所得がない方は申告する必要はありません。

## 令和2年度から適用される主な改正点のお知らせ

①寄附金税額控除(ふるさと納税)及び住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)について見直しが行われました。

## ①寄附金税額控除(ふるさと納税)の見直し

ふるさと納税の対象となる地方団体(都道府県・市区町

村)を総務大臣が指定することとなりました。

これは、過度な返礼品等により、ふるさと納税制度の主旨を歪めているような地方団体への寄附金については、「市県民税における税の優遇措置の大部分を受けられなくなる」とした見直しです。

この見直しにより、令和元年6月1日以降に総務大臣の指定の無い地方団体(以下「不指定団体」と略します)への寄附を行った場合、市県民税の計算における優遇措置である寄附金税額控除のうち「控除幅の大きい『特例控除』」が適用されなくなります。

また、不指定団体への寄附金については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象ではなくなります。

総務大臣が指定した地方団体の情報は「ふるさと納税ポータルサイト(総務省ウェブサイト)」または寄附先地方団体に直接ご確認ください。

## ②住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の見直し

令和元年10月より消費税率が8%から10%に増税されることに伴う、住宅取得の駆け

込み需要やその後の反動による落ち込みを緩和するため、住宅ローン控除の見直しが行われました。

この見直しにより、消費税率が10%に増税されて以降に新たに住宅を取得し、令和元年10月～令和2年12月までに居住を開始した場合、住宅ローン控除の適用可能期間が3年延長され13年間(13年目まで)となります。

11年目～13年目の住宅ローン控除額は、①建物の購入価格の2%÷3、②住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない額のうち、所得税で控除し切れなかった額を市県民税の所得割額から控除します(控除額の上限は見直し前と同様です)。

なお「建物の購入価格」及び「住宅ローン年末残高」は共に上限があり、一般住宅の場合にはそれぞれ4,000万円、認定長期優良住宅の場合にはそれぞれ5,000万円となります。

1年目～10年目の住宅ローン控除については、見直し前の制度と同様ですので、令和2年度の市県民税額に影響は生じません。